

令和7年11月4日

永平寺町長 河合 永充 様

永平寺町特別職報酬等審議会
会長 奥野 正司

特別職報酬の額について（答申）

令和7年7月14日付け、永総第1225号にて諮問のあった永平寺町議会議員の議員報酬の額及び改定の実施時期について、以下の通り答申します。

1, 答申結果

（1）議員の報酬月額

議長から町長あてに提出された要望書の添付資料（以下、「添付資料」）における議員報酬額の案は、議員250,386円である。

当審議会において、①物価上昇を根拠とした月額、および②「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き（令和4年2月 全国町村議会議長会 委託研究事業（以下、「論点と手続き」））P24の「原価方式の算定モデル」に基づいた月額を算出し、議会案の妥当性を審議した。

①について、合併当時と令和7年度の消費者物価指数を比較したところ、113.8%の変動となっている。現在の議員報酬220,000円に1.138を乗じた額は250,360円であり、議会の案として提示された額は妥当であると判断できる。

一方、②について、町長の給料840,000円と職務遂行日数305日、議員の活動日数104日（議会事務局から提示された日数）から算出した額は286,426円となる。ただし、議員の活動日数は年度により変動があり、また、日あたりの活動時間も一律ではなく、この方式を採用することの妥当性には疑問が残る。

さらに、本町の期末手当支給率は年間3.65箇月分であり、県内他町の多くと比して高いことを考慮すると、月額で数千円から1万円程度は他町の報酬額を下回ったとしても、年額としては同等とすることができる。

また、添付資料では算定に昭和53年モデルを使用していること、県内他町との比較については、全国的に見ても財政力指数が高い町が複数含まれることも考慮に入れた。

以上のことから、議員の報酬月額、250,000円（年額 約405万円）が妥当であるとの判断に至った。

（2）役職ごとの報酬月額

現在の役職ごとの報酬額は、副議長230,000円（議員の104.5%）、議長290,000円（同131.8%）である。

添付資料における役職ごとの報酬額の案は、常任・議会運営委員長257,897円（同103%）、副議長275,424円（同110%）、議長340,525円（同136%）であり、「論点と手続き」P28による平均的な役職ごとの報酬額の率と同率である。

ただし、県内の他町を見ると、「論点と手続き」の率を採用しておらず、県内の市を見ても、副議長が議員の約105%、議長が議員の約120%程度となっていることから、本町においても従前の率を採用することとする。

また、常任委員長等の報酬については、県内他市町の状況から、当面は議員との差を設けないことが妥当と判断した。

このことから、役職ごとの報酬月額は以下の額が適当である。

議長	330,000円（年額 約535万円）
副議長	261,000円（年額 約423万円）
議員	250,000円（年額 約405万円）

（3）改定時期

改定の時期については、議長から町長あてに提出された要望書本文に記載されているとおり、志を持った町民が立候補できるよう、次回改選後である令和8年8月1日とすることが適当である。

2. 付記

今回の審議の中で、委員から以下のような意見が出されたので、参考意見としてここに付記する。

（1）当審議会が答申すべき範囲は、報酬の額および改定時期に限定されるが、期末手当を含めた年間総額という視点は必要と考える。

この答申のとおり報酬が増額されれば、年間総額で約700万円の人件費増額となる。本町の財政力指数が低いことも踏まえ、報酬月額を算出するにあたっては、期末手当の支給率が当面維持されることを前提とした。

- (2) 議会が行ったアンケート結果から、議員活動の魅力や実態が町民に理解されていないと思われる。議員のなり手不足解消のため、次回の改選までに議員活動の実態や魅力・やりがいなどを報酬月額・年額も含めて広く町民に普及するべきと考える。
- (3) 本町の議会の精力的な活動や不断の努力は評価しているが、その一方で、議員の拘束時間の長時間化、立候補することのハードルの高さ、人口減少の進行、行政職員の人手不足などを踏まえると、審議の効率化やIT活用などの更なる議会改革に向けての検討も必要と考える。
- (4) 「議会のTV中継を見ていると居眠りしている議員がいる。」との声を聞くことがある。議場の内外を問わず、町民の代表として品格ある行動を望む。